

## 令和5年度 松江市現場改善活動支援事業補助金 募集要領

この制度は、製造業を営む市内中小企業者等が実施する現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより企業力の向上や受注の拡大を支援し、域外からの外貨獲得及び地域産業の競争力強化を図るためのものです。

### 1 補助対象事業

市内で製造業<sup>※1</sup>を営む中小企業者等が取り組む現場改善活動<sup>※2</sup>で次に掲げる事業とします。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業は除きます。

※1 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業を主たる事業として営んでいることが必要です。

※2 現場改善活動…生産性の向上や品質レベルの向上（信頼性の向上）、安全性の確保等を目的として実施する、生産に関わる範囲全てにわたる業務改善活動（代表的なものとして「5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）」や「見える化（目で見える管理）」）で、全社活動として製造現場の作業員自らが継続的かつ組織的に取り組むもの。

#### (1)改善実践事業

##### ア 現場改善の基礎づくり事業

現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取り組み

##### イ 現場改善による付加価値向上事業

機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取り組み

#### (2)感染症対策事業

従業員の感染症予防を目的として実施する現場の改善を図る取り組み

### 2 補助対象経費

補助対象経費は次に掲げるものとし、消費税等については対象外とします。

なお、いずれの事業も、2S活動をはじめとした現場改善活動を、全社活動として継続的に取り組んでいる、またはこれから全社活動として継続的な取り組みを始める企業に対する支援となりますので、設備や機械器具の購入・改良を主目的とした一時的な活動は対象外となります。

なお、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとしてします。

## (1)改善実践事業

### ア現場改善の基礎づくり事業

- ①需用費：工場及び設備清掃用の薬剤、工場内の安全通路又は荷物置場の区画明示に使用する塗料等の消耗品購入費  
品質（精度、衛生レベル等）に関する顧客要求への対応又は労働安全衛生環境整備に必要な施設設備の修繕費
- ②役務費：現場改善のための製造工程見直しに伴う設備の運搬費等
- ③備品購入費・原材料費：ムダの削減、作業の効率化等の現場改善に必要な治具・工具、什器・台車の導入等経費（自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費）
- ④その他：その他市長が特に認める経費

### イ現場改善による付加価値向上事業

- ①委託料・工事請負費：既存生産設備の改造、製造ラインの大規模（概ね1/2以上の範囲）なレイアウト変更、これらの改造又はレイアウト変更に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
- ②需用費・役務費・備品購入費・原材料費：上記現場改善の実施に伴い生じる各種経費
- ③その他：その他市長が特に認める経費

## (2)感染症対策事業

- ①委託料・工事請負費：工場内の3密対策（換気機能のあるエアコンの設置、レイアウト変更などの密集対策、ビニールフィルムの設置などの密接対策）に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
- ②備品購入費：感染症対策の実施に伴い生じる各種経費
- ③その他：その他市長が特に必要と認める経費

### 【現地調査】

対象経費は、事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家等の所見により、年度内に改善の効果が見込まれると認められるものとしています。

交付申請及び実績報告に際しては、センター職員による現地調査を実施し、改善前の状況及び改善後の効果の確認を行います。また、必要に応じて現場改善指導の外部専門家が同行しますので、受入についてご協力をお願いします。

### 3 補助率又は上限金額について

次に掲げるとおりとします。ただし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、(1)ア、(1)イ、(2)それぞれの事業につき1回までとします。

#### (1)改善実践事業

##### ア 現場改善の基礎づくり事業

補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。上限10万円。

##### イ 現場改善による付加価値向上事業

補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。上限30万円。

#### (2)感染症対策事業

補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。上限30万円。

### 4 補助事業者の範囲

- (1) 松江市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者
- (2) 補助事業の完了時に、松江市税の滞納がないこと。

### 5 申請の方法

#### (1)募集期間等

令和5年4月1日から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。

(2)補助金交付要綱、申請様式等については、松江市HPからダウンロードできます

(3)申請時の提出物は下記のとおりです。

①補助金等交付申請書(様式第1号)

②事業計画書(別紙1)

※すでに定期的な社外の専門家の指導を受けている場合には、確認の意味で「所見欄」にその専門家の記名押印をお願いすることとしています。

※専門家の指導を受けていない場合は、事前に当センターまでご相談ください。センターの専門員が、PDCAサイクルの回し方や見える化の取り組みなど、個別にフォローします。

③直近2期分の決算書の写し

○現地調査実施などの都合上、申請いただいてから決定までに一定の期間を必要としますこと、あらかじめご承知おきください。

#### (4)提出先

松江市 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話 0852-60-7101 FAX 0852-25-0300

E-mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

## 6 申請後の流れ

(1)「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(2)「着手届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市  
※交付決定後、速やかに提出してください。

(3)「完了届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市  
※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4)「実績報告書（様式第5号）」：申請人（補助事業者）→松江市

①事業報告書（別紙3）

※改善効果を検証し、今後の継続的な改善活動の効果を高めていただくために、事業報告の一環として「改善個所別評価表」の作成をお願いすることとしています。事業実施にあたっては、改善前と改善後が比較できる画像や数値などの改善状況の記録化に努めていただきますようお願いいたします。

②補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

③領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

④市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

※対象経費に消費税等は含まれません。税抜き金額が判明するものを提出して下さい。

(5)「確定通知書（様式第6号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(6)「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」  
：申請人（補助事業者）→松江市

(7)補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）

## 7 その他

補助事業完了後、アンケートにご協力ください。

今後の予算要求や事業の見直しに向け、効果の把握は重要な位置付けとなります。

簡単なアンケート形式によるものですので、支障のない範囲でのご協力をお願いします。